

スズキグループの贈収賄禁止についての基本指針

制定 2024年3月

1. 目的

本基本指針は、スズキ株式会社及びその連結子会社（以下、併せてスズキグループという）並びにその役職員が、贈収賄に関与することを防止し、適用されるすべての国の贈収賄禁止法令を遵守することを徹底するために定めるものであり、もって各国の贈収賄禁止法令の遵守及び公正且つ倫理的な事業活動に資することを目的とする。

2. 適用範囲

本基本指針の適用範囲は、スズキグループ各社並びにこれらの役員及び従業員とする。

3. 贈収賄の禁止

- i) スズキグループは、国内、海外を問わず、公務員等及び他の事業者の役員又は社員に対し、スズキグループの不正な利益の獲得又は維持のため、又はその職務に影響を与えることを目的として、直接又は仲介者を通じて、金銭その他の利益を供与せず、約束せず又はこれらの行為を承認しない。
- ii) また、スズキグループは、国内、海外を問わず、取引に関連して、スズキグループの事業判断又は職務執行に不適切な影響を与えることを目的に提供される金銭その他の利益を、直接又は仲介者を通じて、要求若しくは受領せず、又は受領することを約束しない。

なお、上記 i) 及び ii) のいずれの場合においても、時期、品目や金額、頻度その他の客観的事実から判断して、儀礼的／祝祭的な目的のものや、その他正当な目的での接待・贈答等であって、かつ、社会通念上許容される範囲を超えないものは本基本指針に反しないものとする。

4. ファシリテーション・ペイメントの禁止

スズキグループは、公務員等に対し、いかなる国又は地域におけるスズキグループの事業に関連し、ファシリテーション・ペイメント（通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払）を一切行わない。

5. 取引先等による贈収賄行為

スズキグループは、業務で関与する全ての事業者（お取引先、合弁事業の相手方、コンサルタント、代理人等を含む。）に対しても、本基本方針の遵守を求める。また、スズキグループの事業に関連して、他の事業者による贈収賄行為の事実及びその可能性が判明した場合は、当該事業者とは取引を行わず、既に取引関係にある場合は取引を中止する。

6. 記録の管理

スズキグループは、スズキグループの事業に関連して、接待・贈答等を含むすべての取引及び資産の処分について合理的に詳細で、正確且つ公正な会計記録を作成、保持する。

7. 事前相談

本基本方針に関して疑問に思ったり判断に迷ったりした場合又は何らかの不正に気付いた場合は、直ちに上司に報告のうえ法務部門（法務部門が無い場合は弁護士）に相談する。

（本基本方針で使用される言葉の定義については以下を参照）

<言葉の定義>

- a) 「公務員等」とは、以下の者をいう。
 - i) 政府、省庁、地方公共団体の職員
 - ii) 政府系企業や法人*の役職員
（*政府、省庁、地方公共団体等が事実上、支配している企業や法人をいう。）
 - iii) 公共の利益に関する特定の事務を行う企業や法人の役職員
 - iv) 国際機関の役職員
 - v) 政治家、政党の役職員
 - vi) 政府、省庁、地方公共団体、政府系企業・法人、国際機関から事務の委託を受けた事業者（例：試験機関等）の役職員
 - vii) 上記の者に準ずる者（上記の候補者を含む）
- b) 「金銭その他の利益」とは、以下のものをいう。
 - i) 金銭、金券、ギフト券、贈答品、株、融資、担保、保証
 - ii) スポーツ観戦や観劇、旅行等への招待
 - iii) 寄付、スポンサー費
 - iv) 謝礼、リベート、販促費、値引き
 - v) 本人や親族の就職、就学等の機会
 - vi) 上記に準ずる便益